

業務継続計画(非常災害)

法人名	株式会社リハビリプラス
事業所名	訪問看護ステーション リハビリプラス
管理者名	三山晃平
住所	大阪府堺市堺区市之町東五丁2番11号
電話	072-275-9703

1. 総論

1) 基本方針

訪問看護ステーション リハビリプラスは、災害の発生に際して次の目的を達成及び維持するものとする。

- ・自社の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧する。
- ・職員と家族を守る、負傷者、犠牲者をださない。
- ・地域の医療・福祉サービスの一つとして、その状況に対して適切に事業運営を継続できるものとする。

2) 推進体制

事業継続の推進組織は、法人の「リスクマネジメント委員会」の下部組織として設置した「災害対策チーム」とし、メンバーは以下のとおりとする。

主な役割	部署・役職	氏名	補足
責任者	法人代表	増田葉子	
現場責任者	管理者	三山晃平	
設備インフラ担当	管理者	三山晃平	

3) リスクの把握

(1) ハザードマップや地域防災計画の確認

地震・洪水・土砂災害・高潮・津波等

堺市全域（堺区、北区、東区、西区、南区、美原区）
堺市防災マップ 別添参照。

(2) 被災想定

1. 堺市における主要な被災リスク

(1) 地震災害

■ 想定される地震

- **南海トラフ巨大地震(マグニチュード8~9クラス)**
 - 30年以内の発生確率は70~80%とされており、堺市でも甚大な被害が予想される。
 - 堺区では震度6弱~震度7の揺れが発生する可能性あり。
 - 液状化現象が発生するリスクがある。
- **上町断層帯地震(マグニチュード7クラス)**
 - 堺市内を通る上町断層帯が活動した場合、局地的に震度6強以上の揺れが発生する可能性。
 - 事業所周辺の建物倒壊や道路寸断のリスクがある。

■ 想定される被害

✓ 建物の倒壊

- 堺区の一部では1981年以前の旧耐震基準の建物が多く、倒壊の可能性がある。
- 事業所周辺の密集した住宅地では、大規模倒壊の恐れ。
- 老朽化した木造建物の多いエリア(大小路通り周辺)では、**建物倒壊やブロック塀の崩壊**による被害が想定される。

✓ 大規模火災

- **ガス漏れや電気系統のショート**による火災発生の危険性。
- ****密集した住宅地(堺区宿院町・大浜周辺)****で火災が拡大する可能性あり。
- 堺消防署の出動が増加し、消火活動が遅れる可能性。

✓ 交通被害

- 主要幹線道路(阪神高速15号堺線、大小路通り、フェニックス通り)が倒壊建物や瓦礫により封鎖される可能性あり。
- 緊急車両以外の通行が制限されることが想定される。
- 自転車・歩行者も瓦礫や倒壊した電柱で移動困難になる可能性あり。

✓ ライフライン被害

ライフライン 影響

上水道	断水が発生し、復旧まで数日~数週間かかる可能性。給水所の設置が見込まれる。
電気	地震直後は広範囲で停電し、復旧には時間がかかる可能性あり。
ガス	供給停止やガス漏れによる火災リスクがある。
通信	携帯電話の回線が輻輳し、連絡が取りづらくなる。LINE・SNSが有効手段となる可能性。

(2) 風水害(台風・大雨・高潮)

■ 想定される災害

- **台風による暴風・高潮被害**
 - 堺市は大阪湾に面しており、**台風接近時に高潮による浸水被害のリスクがある。**
 - 平成30年台風21号(2018年)では、大浜地区などが高潮被害を受けた。
- **大雨による河川氾濫・内水氾濫**
 - **大和川・石津川・新川の氾濫**による浸水リスク。
 - 市街地の排水能力が限界を超えた場合、内水氾濫が発生。
 - 事業所周辺(堺区市之町東)は、比較的標高が低く、浸水リスクがある。

■ 想定される被害

☑ 川の氾濫・決壊

- 大和川が氾濫した場合、堺区の一部エリアで浸水1m以上の可能性。
- 事業所付近の道路が冠水し、一時的に訪問困難になる可能性。

☑ 交通被害

- フェニックス通り・大小路通りの一部で冠水の可能性。
- 堺市中心部の排水能力が低い箇所、道路冠水による通行止めが発生する可能性。

☑ ライフライン被害

ライフライン 影響

上水道 浸水被害による一時的な水道施設の停止リスク。

電気 倒木・強風による電線の損傷で停電の可能性。

ガス ガス供給施設の浸水による供給停止リスク。

通信 携帯基地局の停電により、電波が弱くなる可能性。

(3)その他の災害リスク

☑ 竜巻

- 堺市は竜巻の発生リスクがあり、台風接近時には注意が必要。
- 強風による飛来物(看板・瓦)が原因で負傷するリスクがある。

☑ 高潮・津波

- 南海トラフ巨大地震発生時、津波による被害が予想される。
- 堺市沿岸部(堺区大浜・出島・三宝町)では最大3~5mの津波が予測されており、事業所のある市之町東も影響を受ける可能性。

自事業所で想定される影響

	状況	影響のある事項							
電力	停電	電気機器の使用停止 PC等の充電不能 固定電話が使用不可							
水道	不通	飲料水の使用不可 生活用水（トイレ等）の使用不可							
通信電波	不通	インターネットの使用不可、電話の使用不可							
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電を使用		復旧						
飲料水	備蓄を使用		再調達						
生活用水	備蓄を使用		再調達						
携帯電話	代替品を使用								
通信電波	代替品を使用		通信機器の復旧・再調達						

4) 優先業務の選定

優先業務:担当している利用者の安否確認を含む訪問業務

訪問看護業務再開の判断基準:

- ・通常の移動手段か代替策の移動手段の確保の有無。
- ・道路等が倒壊の影響の程度。
- ・訪問看護業務につける職員の人数。
- ・利用者の訪問看護の重要度の程度。
- ・利用者に対して、支援できる家族等の有無。
- ・利用者の居住する地域の被災状況。

目標復旧時間:可能な限り、訪問看護が必要な利用者に24時間以内にサービスを提供する。

5) 災害情報の把握

災害情報収集先	URLなど
厚生労働省ホームページ	https://www.mhlw.go.jp/index.html
大阪府ホームページ	https://www.pref.osaka.lg.jp/index.html
大阪府防災情報	https://www.pref.osaka.lg.jp/bosai/
堺市ホームページ	https://www.city.sakai.lg.jp/
日本看護協会ホームページ	https://www.nurse.or.jp/
全国訪問看護事業協会ホームページ	https://www.zenhokan.or.jp/

6) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(1) 研修・訓練の実施

1. BCP内容周知研修

目的:職員にBCPの内容の周知を図る

実施月:毎年5月

方法:カンファレンスの時間に、BCPの内容の読み合わせを行う。

※災害訓練(防災訓練)とBCP訓練の違いを理解できるように取り組む

2. 職員安否確認訓練・初期対応訓練

目的:災害時に速やかに職員の安否確認、被災状況の確認ができる

実施月:毎年5月

方法:震度6の地震を想定し安否確認を実施する。その時、建物、通信機器等の被災状況の確認も分担して行う。

3. 災害時図上訓練

目的:自分が勤める訪問看護ステーションの周辺地域のハザードマップを確認する。

方法:職員同士で地域のハザードマップを確認し、危険個所や避難経路を共有する。

(2) BCPの検証・見直し

毎年1月にリスクマネジメント委員会を開催し、毎年1回BCPの見直し、内容の検討をする。

2. 平常時の対応

1) 人的資源

(1) 指示命令系統の明確化

被災直後は、事業所の代表が責任者として判断を行う。

代表が到着した時点で責任者を交代する。

代表が不在の場合は、副責任者が代替者として行動する。

(2) 災害別に、事業所内外での避難場所・避難方法

	地震	風水害
第1避難場所	訪問看護ステーション リハビリプラス	訪問看護ステーション リハビリプラス
第2避難場所	堺市立熊野小学校	堺市役所本庁舎

(3) 職員に関して生じる問題の想定

状況	影響のある事項
被災時の勤務状況(事業所勤務・訪問中・休み)が職員ごとに異なる場合	対応が異なる可能性
職員の出勤手段が断絶した場合	出勤困難となる可能性
職員本人や家族が要配慮者・未就学者であり、出勤困難な状況	出勤困難となる可能性
職員の居住地が被災した場合	出勤困難となる可能性
直行直帰ができる職員とできない職員がいる場合	直行直帰の有無で対応が異なる可能性

(4) 緊急連絡(安否確認)の方法

安否確認の方法

- ・会社グループLINE(リハビリプラス緊急連絡)を使用する。
- ・通信が困難な場合は、電話で連絡する。

安否確認は以下の場合に実施

- ・地震震度5以上
- ・特別警報が出された場合(風水害)
- ・移動手段の断絶(風水害・雪害等)
- ・責任者が必要と判断した場合
- ・安否報告するものが必要と判断した場合

(5) 職員の参集基準

- ・代表、管理者は、震度5強以上の場合に参集する。
- ・事業所から徒歩圏に居住する職員は参集する。
- ・居住地等が交通網の寸断等警報が出ているなど安全が守られない場合や家族等の安全が守られない場合(要配慮者や養育が必要な児がいる場合)等の場合は参集する必要はない。

(6) 職員のシフト調整で生じる問題の想定と対応策

① 出勤状況の想定(別紙参照)

② 出勤可能者の割合の想定

	出勤可能割合	備考
1日時点	看護・リハビリ職員8人のうち4人出勤可能予定 5割	
3日時点	看護・リハビリ職員8人のうち5人出勤可能予定 7割	
7日時点	看護・リハビリ職員8人のうち6人出勤可能予定 8割	

③ シフト調整の原則

- ・超過勤務・長時間勤務・連日勤務の職員は都度確認し、配慮する。
- ・人員確保が必要な場合は、関係団体や近隣事業所へ看護職員の応援依頼を検討する。

(7) 労務管理で生じる問題の想定と対応策

状況	対応策
事業所命令で出勤できない場合の給与保障の内容	休業補償の対象とする。
長時間労働になった場合	別途、時間給で支払う 夜間に至る場合は夜間労働の支払い対象とする
災害時に欠勤した場合	規定の休日の対象とする。
事業所の人員基準が満たせなくなった場合	過去の災害では、人員基準が満たせなくなった場合でも、所在地域の事業指定の担当部署に相談することで、事業運営が対応可能となった事例があったため、相談する。

(8) 労働災害で生じる問題の想定と対応策

職員が労働災害により負傷した場合は事業所と対象者にて速やかに療養補償給付・休業補償給付・障害補償給付・遺族補償給付・葬祭料・傷病保障年金・介護補償給付の手続きを行う。

2) 物的資源：建物・移動手段・通信機器・備蓄

(1) 建物・設備の安全対策

① 事業所・設備の耐震措置

場所	対応策	備考
パソコン	耐震マットの採用	
キャビネット	ボルトなどによる固定	
本棚	ボルトなどによる固定	
消火器等の設備点検・収納場所	年に1回確認	

② 風水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	建物4階のため特に対応せず	
建物の管理	特に対応せず	
暴風による危険性の確認		一斉点検実施
非常階段の扉は確実に閉まるか		随時点検実施

(2) 電気が止まった場合の対策

① 代替策

・乾電池、充電器の準備

② 稼働させるべき設備

稼働させるべき設備	代替策
パソコン	ポータブル電源
スマートフォン	ポータブル電源、モバイルバッテリー

(3) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

職員数9人(1人あたり6ℓ(3日分)) ペットボトルの水を備蓄する。1本が2ℓなので27本を目安に備蓄する。不足時は、避難所の受水槽や、給水拠点からの確保を検討する。

② 生活用水

貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

避難所の受水槽や、給水拠点からの確保を検討する。

（４）移動手段が使用できなくなった場合の対策

移動手段が自動車の場合

- ・社用車が使用できなくなった場合は、自家用車の使用を認める。
- ・事業所の車を災害時優先車両の登録について確認する。
- ・ガソリンは、常時半分以下にならないようにしておく。

移動手段が自転車・バイクの場合

- ・雪害により、自転車やバイクの使用ができない場合は、公共交通機関の使用を認める。
（交通費の支払いは、使用后、経費精算申請を行う）
- ・雪害・風水害時は、カーシェアを利用する
- ・全ての自転車を年に1回整備し、常に使用できる状態にしておく。

移動手段が断絶した場合

- ・職員の安全が守られ、職員の自宅から直行直帰で利用者宅へ訪問可能な場合直行直帰等を検討する。

（５）通信が麻痺した場合の対策

- ・電話が不通の場合、公衆電話の使用。（公衆電話は、災害発生時、費用・通信制限がかからない。）
- ・バッテリーの供給（モバイルバッテリー・充電ステーション・ポータブル電源）の確認

（６）システムが停止した場合の対策

- ・PC、サーバーを浸水の危険のない場所に常に保管する。
- ・PC・サーバーのデータは定期的にバックアップを取っておく。
- ・クラウドを利用する

(7) 必要品の備蓄

【生活備蓄】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	2L×27本	配達から6か月	物品置き場	災害対策チーム
災害トイレ	100回分	2025年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
懐中電灯	2つ	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
使い捨てカイロ	30個	2025年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
軍手	20双	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
ヘルメット	3個	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
マット	1つ	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム

【医薬品・衛生用品・日用品】*1ヶ月の使用料を確認し、備蓄量の目安とする。

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
マスク	3箱	2025年5月購入	物品置き場	災害対策チーム
エプロン	1箱	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
ホームスリッパ	1箱	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
手指消毒液	3本	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
除菌シート	24個	2025年5月購入	物品置き場	災害対策チーム
ライター	1本	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
中性洗剤	4L×1つ	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
ハンドソープ業務用	4L×1つ	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
ケアリーブM	1箱	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
ケアリーブLL	1箱	2024年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
プラスチック手袋M	10箱	2025年4月購入	物品置き場	災害対策チーム
ニトリルゴム手袋	10箱	2025年2月購入	物品置き場	災害対策チーム
ペーパータオル	24個	2025年6月購入	物品置き場	災害対策チーム

ティッシュ	10個	2024年8月購入	物品置き場	災害対策チーム
アルコール綿	10箱	2024年12月購入	物品置き場	災害対策チーム
ノンアルコール綿	5箱	2024年12月購入	物品置き場	災害対策チーム

(8) 業者連絡先一覧

業者名	連絡先	連絡先
事業所賃貸管理会社	ハウスフリーダム	072-337-7785
電子カルテ会社	カナミックネットワーク	03-5798-3955

3) 財務資源

(1) 資金手当て

① 1か月分程度の事業運転資金額の把握

1カ月の支出、内訳は決算報告書を参照

② 事業が中断した際に入金状況の把握

国保連からの入金は、通常2か月後

③ 災害に備えた資金手当て(火災保険など)

- ・災害時の手元資金
- ・地震保険の保険契約内容の確認: 契約書参照

(2) 資金の確保・手配に生じる問題の想定と対応策

- ・金融機関等からの融資を検討

(3) 支払いのやりくりの対応策

- ・災害時の給与の支払いが滞りなく行えるように手続きを代表マニュアルに記載しておく。
- ・固定費の支払いが滞りなく行えるように支払先、支払い手続きを一覧にし「振込リスト」に記載しておく。

(4) 事業収入減少に関する問題の想定と対応策

- ・災害救助法・特措法等で、通常の訪問でない訪問も算定可能になることもあるため、安否確認を含む訪問やケアについては、必ず記録を残しておく。

4) 情報資源

(1) 職員名簿の作成 【様式1】

(2) 利用者の連絡先一覧の作成

OneDrive一般内の「利用者基本情報」。カナミック、本カルテも参照する。

5) 利用者)

(1) 利用者に関して生じる問題の想定と対応策

状況	対応策
利用者の安否確認ができない可能性 安否確認方法が煩雑になる可能性 サービス関係者が重複して行う可能性	事前に利用者ごとに取り決めに話し合っておく。
利用者が自力で生活する必要がある	自立して生活できる仕組みの調整、近隣の地域住民等への協力の依頼、福祉避難所などへの入所の可能性を検討しておく。
利用者に平常時と同様に訪問ができなくなる可能性	契約時や契約書において、事前に説明しておく。
時間経過によって、利用者の所在が変化する可能性	経時的に利用者の把握をする必要がある。
利用者の減少の可能性	新規利用者の獲得をする必要がある。
事業所の人員基準が満たせなくなった場合	過去の災害では、人員基準が満たせなくなった場合でも、所在地域の事業指定の担当部署に相談することで、事業運営が対応可能となった事例があったため、相談する。

(2) 利用者の安否確認方法の検討、生活し続けられる状況の構築・個別支援計画の作成 電子カルテ内の各利用者の記載を参照する。

(3) 災害時の訪問看護サービスの取り扱いの契約時の説明

--

(4) 被災後の新規利用者の獲得のための対応策

【新規利用者受け入れの判断基準】 ・自事業所の職員の安全の確保ができた上で、新規受け入れの検討をする。 ・勤務可能な職員数より訪問サービス数が減少した場合や1月あたりの支出を下回る訪問サービスの提供数の場合は、受け入れの判断を行う。 【新規利用者受け入れ元】 ・ケアマネジャーへの連絡、病院等への連絡
--

3. 緊急時～復旧における事業継続にむけた対応

1) 体制

(1) BCP発動基準

緊急時体制は、事業所所在地周辺において、下記災害の程度による被災状況、社会的混乱などを総合的に勘案し、事業所管理者が必要と判断した場合、BCPを発動し、対策本部を設置する。

【地震】

- ・震度5以上の地震が発生したとき。
- ・津波警報が発表されたとき。

【水害】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。

【その他】

- ・職員の出勤の状況や、移動手段の断絶状況を勘案して、事業所管理者が必要と認めた場合。

(2) 緊急時体制の決定

管理者	代替者	
管理者：三山晃平	法人代表：増田葉子	
検討メンバー	会議名称	開催タイミング
管理者・代表	災害・事業継続対策会議	随時

(3) 災害時対応体制

主な役割	部署・役職	氏名	補足
災害時対応本部	代表	増田葉子	災害対応全般について一切の指揮を行う。
情報チーム	管理者	三山晃平	行政や職能団体等と連絡を取り、正しい情報の収集、責任者に報告する。
利用者情報確認チーム	全職員		利用者の情報を整理し、安否確認等の訪問業務に備える。
物資調達チーム	事務	山下怜華	備蓄品や衛生資材等の不足、破損物の修理復旧対応をする。

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載（安全かつ機能性の高い場所に設置）する。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
訪問看護ステーション リハビリプラス	避難所：熊野小学校	避難所：堺市役所本庁舎

(5) 重要業務の継続

- ① 自事業所の職員の命を守る行動 が最重要業務
- ② 被災後6時間以内に、事業運営体制が安全に機能するか確認
- ・体制：指揮系統確立・周辺被災状況
 - ・人的資源：職員の勤務可能状況
 - ・物的資源：建物・移動手段・情報収集共有手段の状況
- ③ 被災後24時間以内に、利用者の安否確認 利用者の訪問優先順位の決定
- ④ 被災後72時間以内に、安否確認をはじめとする訪問看護業務の再開（訪問・電話確認・連絡調整・記録等）

	発災直後	6時間	発災後1日	発災後3日	発災後7日	発災後1か月
職員出勤率	1割	2割	3割	5割	8割	8割
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧	
業務基準	職員の 安全確保が最 優先業務	被災状況の 把握				
職員 安否確認	安否確認					
被災状況の 情報収集		被災状況の 情報収集				
利用者 安否確認			命に関わる状態（腹膜透析等）の利用者や独居の利用者で連絡が取れない者を優先的に実施			
訪問の再開					必要な訪問のみ再開	新規の利用者の対応

2) 人的資源

(1) 安否確認と参集

① 職員の安否確認の実施【様式1】

安否確認シート	安否確認	状況	訪問中の場合	備考
職員名			利用者名と利用者の状況	
〇〇 〇〇	無事・負傷・不明	訪問中 事業所 休日		
	無事・負傷・不明	訪問中 事業所 休日		
	無事・負傷・不明	訪問中 事業所 休日		

② 職員の参集

参集基準に沿って参集の有無を決定し、参集を求めるスタッフに連絡をする。

(2) 避難場所・避難方法の決定

	場所	備考
第1避難場所	事業所事務所	
第2避難場所	熊野小学校	

(3) 職員の管理

① 出勤状況を確認する。【様式1】

職員名	状況	3日後の出勤	7日後の出勤

② 出勤率の確認。【様式1】

	出勤率(全体の職員数÷出勤可能職員数)	備考
1日時点		
3日時点		
7日時点		

③ 勤務シフト

勤務表参照

④ 休憩・宿泊場所

災害発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
事務所	事務所

3) 物的資源

(1) 建物等の破損個所の確認

建物・設備の被害点検シート【様式2】

建物・設備の被害点検シート		状況(いずれかに○)	対応事項/特記事項
建 物 ・ 設 備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	LINE	利用可能／利用不可	
	複合機	利用可能／利用不可	
	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	

	壁面	破損あり／被害なし	
	冷蔵庫	転倒あり／転倒なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	

(2) 通常の移動手段の状況の確認、代替案の選択、復旧対応案の検討

(3) 通信手段の状況の確認、代替案の選択、復旧対応案の検討

(4) 備蓄品の状況の確認、代替案の選択、確保対応案の検討

(5) 訪問看護ステーションの復旧における業者との連絡・対応

4) 財務資源

(1) 収支の状況の確認と経営計画の再作成
復旧期(発災直後の初動対応後)に実施する。

(2) 補助金・融資等の対応
復旧期(発災直後の初動対応後)に実施する。

- ・補助金や助成金 の交付状況を確認し、該当のものは申請する。
- ・罹災証明書等の発行を自治体に相談する。

(3) 給与や固定費等の支払状況の確認
復旧期(発災直後の初動対応後)に実施する。

- ・職員給与の支払い(給与計算、給与支払手続き)
- ・請求書の作成/発行

5) 情報資源

(1) 職員情報の更新

(2) 利用者情報の更新
多職種からの情報等も収集し、更新していく。

(3) 事業所情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

- ・事業所の運営状況(職員の稼働人数、受け入れ利用者の対象)をウェブサイトに掲載。
- ・事業所の運営状況をFAXで関係事業所に送る。

6) 利用者

(1) 利用者の安否確認。カナミックまたは「利用者基本情報」も参照。

利用者名	安否確認	住まい状況	生活状況	備考
	無事・負傷・不明	自宅・避難所()・その他()		
	無事・負傷・不明	自宅・避難所()・その他()		

	無事・負傷・不明	自宅・避難所()・その他()		
--	----------	------------------	--	--

(2) 新規利用者の受け入れ

1. 新規利用者受け入れの方針

- 被災状況や既存利用者の状況を踏まえ、事業所の稼働率・スタッフ配置・資源（医療材料・移動手段等）を確認した上で、新規利用者の受け入れ可否を判断する。
- 自治体や地域包括支援センター、病院などとの連携を強化し、地域のニーズに即した対応を優先する。

2. 新規利用者受け入れ元の検討

- 医療機関（退院患者）、避難所からの要請、他の訪問看護事業所の休止による受け皿など多様な受け入れルートを想定する。

3. 顧客減少のリスク対応

- 災害により訪問看護の必要がなくなった利用者（例：避難所生活により中断）の発生に備え、事業継続に向けた新規利用者の確保戦略を並行して策定する。
- 地域の介護・医療ニーズを的確に把握し、柔軟なサービス再開および提供体制を整備する。

4. 自治体からの要請対応

- 災害時に自治体から新たな役割（避難所支援、保健医療チームの一員など）を要請される可能性を想定し、可能な範囲での協力体制を検討する。
- その場合でも事業継続と利用者支援の両立を図る方針を明示しておく。

4. 地域・他組織との連携

1) 地域の連携体制の構築

(1) 地域多職種連携のネットワークの役割の確認とネットワークづくり

(2) 訪問看護部会・職能団体等の役割の確認とネットワークづくり

✓ 一般社団法人 全国訪問看護事業協会（全訪看）

- 被災地域の訪問看護ステーションへの全国ネットワーク支援の調整・仲介
- 災害用BCP（地震・風水害・感染症など）に基づいた行動マニュアルの配布・更新
- 各都道府県・地域ステーション協会との連携による利用者安全確保支援
- 被災事業所に対する事務継続・代替支援策のアドバイス・実務支援
- 医療機関・保健所・行政との連携強化のための情報共有ツールの整備
- 会員向けに災害発生時のオンライン相談窓口の開設
- 災害報告・職員安否確認テンプレートの提供・集計

✓ 大阪府訪問看護ステーション協会

- 協会内「災害対策検討委員会」が中心となり支援調整・連絡窓口を設置
- 被災した訪問看護ステーションへ他ステーションからの支援派遣をコーディネート
- 人工呼吸器等の在宅医療利用者への優先訪問支援体制の整備
- 停電対応（簡易発電機・蓄電池マニュアル）による継続訪問支援の確保
- 災害発生時に備えた要配慮者リスト・訪問計画の共有体制整備
- 市町村・大阪府との被災状況報告および支援依頼対応窓口の設置
- LINEグループ等を活用した会員向け緊急情報の即時配信

✓ 日本作業療法士協会（JAOT）

- 災害対策本部を迅速に立ち上げ、被災地域士会との連携窓口を一本化
- 必要に応じて「災害派遣作業療法士」を被災地へ派遣
- 各都道府県士会に会員の安否確認と被災状況報告を依頼
- 全国作業療法士ネットワークを活用した支援物資・人的支援の調整
- 行政・保健所・災害対策本部との連携による職能支援体制の構築

✓ 大阪府作業療法士協会

- 大阪府災害時リハビリ支援チーム（JRAT大阪）として現地支援に参加
- 被災地域内のOTによる支援活動（避難所支援・生活支援等）の統括
- 府内会員の動員調整と登録済支援者（災害支援登録者）の派遣調整
- 堺市・大阪市などの行政と連携し、避難所での生活支援（ADL評価等）を提供

✓ 日本理学療法士協会（JPTA）

- 「災害リハビリテーション支援体制（JRAT）」の中心的機関として機能
- 災害派遣理学療法士の出動指示・現地との連絡調整
- 被災者に対する理学療法支援（生活機能改善、拘縮・褥瘡予防など）を実施
- 被災施設からの要請に基づき、チーム派遣とフォローアップ体制を構築

✓ 大阪府理学療法士協会

- JRAT大阪の一員として、大阪府域における初動対応・支援要請の受理
- 府内避難所・在宅被災者等へのリハビリ支援活動を統括
- 近隣府県との連携（京阪神・奈良和歌山圏）で人的リソース調整
- 支援者の安全管理・活動報告・振り返り報告会の実施

(3) 利用者をめぐる関係者の役割の確認とネットワークづくり

- ・災害時の個別支援計画を作成し、行政・関係事業所等と連携体制を確認する。
- ・居宅サービス計画書への記載、サービス担当者会議で関係事業所と連携体制を確認する。

(4) 緊急時にネットワークを生かした対応

- ・地域全体で作成されるBCPの発動状況の確認
- ・行政・訪問看護ネットワーク・多職種ネットワーク等の情報共有と情報発信
- ・自事業所としての活動の確認

2) 受援体制の整備

(1) 事前準備

ボランティア／DMAT・日赤等医療従事者／近隣事業所／都道府県・個人・支援団体などの視点／支援物資受け入れ 等

- ・災害時の支援体制で、市内で、ペアステーションを組み互助を意識することで、緊急時に支援を自ら発信する体制を構築し、支援を受けやすい体制を整備する。
- ・補助金等の申請の補助代行業務等を協力して行う。

(2) 利用者情報の整理・職員情報の整理

(3) 地域への災害支援

- ・地域住民に対する支援
- ・福祉避難所への支援（訪問看護ステーションの近隣の福祉避難所を把握し開設者の確認をしておく）
- ・訪問範囲地域の避難所への支援
- ・他事業所への支援
- ・行政機関への支援 等

